

令和 2 年度第 2 回石狩市都市計画審議会

【説明概要】

【事前説明案件】

- ①札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 【北海道決定】
- ②札幌圏都市計画区域区分の変更(第 7 回見直し) 【北海道決定】

①札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

項目	説明概要	説明 スライド ページ
1. 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは	●「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは ・将来の都市像を想定した都市の目標、方針等を定める ●決定権者 ・北海道 ●前回見直し ・平成 22 年 4 月で、今回 10 年ぶりの見直し ●目標年次 ・令和 12 年	4 ページ
2. 本方針の位置づけ	●本市のまちづくりは、当該方針に即する	5 ページ
3. 方針の作成	●「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は都市計画区域ごとに案を作成 ●石狩市について ・札幌市、江別市、北広島市、石狩市、小樽市の一部（石狩湾新港地域）で構成する「札幌圏」で都市計画区域を定めているため、札幌圏で案を作成 → 北海道へ提出	6 ページ
4. 札幌圏における石狩市	●位置づけ ・札幌市を中心とした、郊外部（外縁部）に位置する ・記載内容は札幌市を中心とした方針	7 ページ
5. 本方針の内容、定める事項	●方針に定める事項 ・都市計画の目標 ・区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 ・主要な都市計画の決定の方針	8 ページ ～ 26 ページ
6. 前回の方針からの主な見直し点（石狩市分）	●主な見直し事項 ・全体的な構成の変更（全道的に構成を統一） ・石狩湾新港地域の土地利用について、「情報技術やエネルギー関連施設の集積」を新たに記載 ・都市施設（交通施設）の主要な施設の整備目標に「花川通」を新たに記載 ・下水道の整備目標について表現の変更	27 ページ

②札幌圏都市計画区域区分の変更(第7回見直し)

項目	説明概要	説明 スライド ページ
1. 区域区分とは	●区域区分について ・市街化を促進する市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域の区分を決める ●決定権者 ・北海道（札幌市域については札幌市が決定） ●前回見直し ・平成22年4月で、今回10年ぶりの見直し ●目標年 ・令和12年	30 ページ
2. 区域区分の基本的な考え方	●人口フレーム方式 ・人口、産業活動（工業・商業）の見通しを加えて市街地の規模を算出する人口フレーム方式により市街化区域の規模を検討	31 ページ
3. 各推計結果と市の判断について	●令和12年の推計結果 ・人口 → 減少 ・工業 → 増加となるが、現市街地にある工業用地で対応可能 ・商業 → 減少 ●推計結果から ・市街化区域の拡大は行わない	32 ページ ～ 34 ページ
4. 区域区分の変更について	●検証結果から ・今回、人口フレーム方式による市街化区域の拡大は行わない ●人口フレーム方式によらない見直しについて（石狩湾新港地域） ・現況と都市計画の整合を図るため区域区分の見直しを行う ・あわせて「特定保留」の位置づけを行う	35 ページ 37 ページ ～ 40 ページ
5. 特定保留とその箇所	●特定保留とは ・市街地としての状況が整ったうえで市街化区域とする方法 ●位置づけについて ・石狩湾新港東地区（東4丁目）4.7haについて、将来、埋立事業の竣工にあわせて市街化区域に編入するため、引き続き『特定保留』に位置付ける	36 ページ

※その他関連する都市計画について （42 ページ）

- ・札幌圏都市計画下水道の変更 （北海道決定）
- ・札幌圏都市計画用途地域の変更 （石狩市決定）